

## 同性パートナーシップ宣誓について

世田谷区は、同性カップルの方の気持ちを受け止める取組みとしてパートナーシップ宣誓の受付を行っています。

宣誓書（イメージ）

様式1（第1条関係）

パートナーシップ宣誓書

私たち（氏名）と（氏名）は、  
「世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づき、  
互いをその人生のパートナーとすることを宣誓し、署名いたします。

〇〇年〇〇月〇〇日

住所（宣誓者1住所）  
氏名（宣誓者1氏名）  
住所（宣誓者2住所）  
氏名（宣誓者2氏名）

世田谷区  
市長 保坂 展人

宣誓書受領証（イメージ）

様式2（第4条関係）

パートナーシップ宣誓書 受領証

（氏名）様 （氏名）様

ここにおふたりが、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する  
条例」に基づく施策の「世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づ  
き、「パートナーシップの宣誓」をされたことを証します。  
これからあなたの人生が思いがけぬことにもつながります。おふたりのご多幸を願います。  
区は、世田谷区基本計画で、個人の尊厳を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく暮ら  
せる地域社会を築くことを目指しています。  
また、世田谷区基本計画では、人権の尊重として、性的マイノリティなどを理由に差別  
されることのないよう、人権意識の啓発や理解の促進をうたっています。  
今後とも、おふたりが世田谷区でいきいきと活躍されることを期待いたします。

年月日

世田谷区長 保坂 展人

### 趣旨等

#### 趣旨

区は、基本計画において「人権の尊重」を掲げ、その中で「女性や子ども、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティなどを理由に差別されることなく、多様性を認め合い、人権への理解を深めるため、人権意識の啓発や理解の促進をします。」としています。

世田谷区パートナーシップ宣誓の取組みは、この「人権尊重」の取組みのひとつとして、同性カップルである区民の自由な意思によるパートナーシップの宣誓書を受け取ることにより、同性カップルの方の気持ちを区が受け止めるという取組みです。

#### 根拠

「世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」

#### ※ 同性カップルとは

この取組みでの「同性カップル」とは、お互いを人生のパートナーとして生活を共にしているか、これから共にすることを約束した同性（自認する性が同じである場合を含みます）のカップルを言います。

#### 対象（宣誓要件）

次の全てに該当する同性カップルの方が宣誓を行うことができます。

- (1)ふたりとも成年であること。
- (2)ふたりが区内に在住であること。  
または、ひとりが区内在住で、もうひとりが区内への転入を予定していること。  
もしくはふたりとも区内への転入を予定していること。
- (3)ふたりとも他の人と法律上の婚姻関係にないこと。
- (4)ふたりとも他の人とパートナーシップ宣誓をしていないこと。  
または、宣誓したことがある人の場合、宣誓書廃棄の手続きをしてあること。
- (5)ふたりの関係が近親者同士（直系血族又は三親等内の傍系血族）ではないこと。  
ただし、養子と養方の傍系血族の間柄にあるが、その関係になる前の関係が直系血族でも三親等内の傍系血族でもなかったふたりは、宣誓できる場合があります。

#### 申し込み・手続きの流れ

##### 1 事前相談・申込

宣誓したい日の3日前までに、後記の人権・男女共同参画担当課に電話、ファクシミリ、または窓口にてお申し込みください。

職員が宣誓要件に該当するかどうかをお聞きし、宣誓手続きの日時について宣誓希望者と相談のうえ、決めます。

宣誓日については、平日以外でも可能な日がありますので、詳しくは担当課にご相談ください。

宣誓したい候補日時は、複数お伝えください。

（宣誓当日の手続きに要する時間は30分間程度です。）

宣誓場所は区役所内です。（総合支所、出張所等では行っていません。）

## 2 区から通知

宣誓日時・場所等を記載した通知を区から宣誓希望者に送付（郵送）します。

## 3 宣誓当日

カップルのおふたり（本人）が揃って、区の指定する場所まで、本人確認等のための必要書類を持参してお越しください。

- ・本人確認
  - ・要件確認（証明書類の提示、確認書の記入）
  - ・宣誓（宣誓書に必要事項を記入のうえ署名し、区に提出）
  - ・区が宣誓書を受領
  - ・区から「宣誓書（受領印押印）の写し」と「宣誓書受領証」を宣誓者に交付
- 宣誓手続き時間は概ね 30 分間です。

### 必要書類

宣誓日当日は、本人であること、年齢・住所、他の人と婚姻していないことを確認できる資料をご持参いただきます。ただし、提示していただくだけで、提出していただくこともコピーを取らせていただくこともありません。

#### ○本人・住所確認資料（例）

運転免許証、パスポート、顔写真付住基カード、在留カード、マイナンバーカード、公的機関が発行した顔写真付証明書、公的機関からの郵便物

※ 世田谷区に転入予定の方は、転入予定住所を確認できる書類も持参してください。また、宣誓の後日、転入したことを確認できる書類を提示していただきます。

#### ○他の人と婚姻していないことの確認資料（例）

戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）

※ 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）は本籍地の役所・役場で発行するものです。

※ 外国籍の方の場合は、婚姻要件具備証明書（または独身証明書）に日本語に翻訳した書類（翻訳者の氏名を記入してください。本人の翻訳でも可です。）を添付してください。婚姻要件具備証明書は、本国官憲（在日本大使館など）で発行されるものです。

※ 外国で同性結婚したカップルの方はその結婚に係る証明書に日本語に翻訳した書類（翻訳者の氏名を記入してください。本人の翻訳でも可です。）を添付してください。

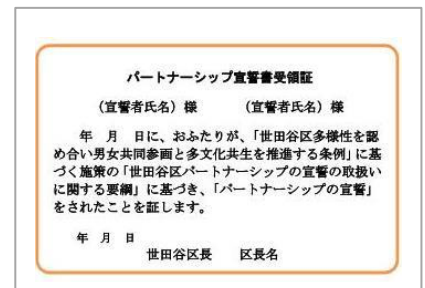
※ 他の人と婚姻していないことの確認資料は、宣誓日の前 1 か月以内に発行されたものとしします。

### 手数料

無料

### 小型の宣誓書受領証

- ・宣誓した方で、希望する方には、小型（キャッシュカード程度の大きさ）の宣誓書受領証を交付します。（2019年5月以降に開始する予定です。）
- ・以前に宣誓した方にも交付します。
- ・小型の宣誓書受領証は、申込受付日から数日後に郵送します。
- ・小型の宣誓書受領証は、区外に転出した場合やパートナー関係が解消された場合は区に返還していただきます。



小型の宣誓書受領証（イメージ）

### その他

- ・宣誓書の写しまたは宣誓書受領証の再交付を希望する場合は、お申し出ください。
- ・宣誓書（原本）の区での保存期間は 10 年間です。
- ・保存期間満了前に宣誓書（原本）の廃棄を希望する場合は、お申し出により廃棄できます。
- ・宣誓書の写しまたは宣誓書受領証は、法的効力を保障するものではありません。

### 宣誓件数

毎月 5 日（土・日曜、祝日等の場合は翌開庁日）に、前月末日現在の件数（通算）を掲載します。

#### 【問合せ先】

世田谷区生活文化部人権・男女共同参画担当課

〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27 世田谷区役所第 1 庁舎 1 階

電話 03-5432-2259 FAX 03-5432-3005